

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社第一建装	代表者氏名	伊藤 佳之
主たる営業所の所在地	名古屋市東区泉三丁目28番20号ONEビル		
	愛知県知事許可（般-29）第104289号	許可を受けている建設業の種類	建、屋、塗

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成31年2月18日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

- 1 停止を命ずる営業の範囲
建設業の営業の全部
- 2 停止を命ずる期間
平成31年3月6日から平成31年3月8日までの3日間

処分の原因となった事実

株式会社第一建装が、平成30年12月20日に愛知県知事から、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第60号）による改正前の特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）及び特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）違反により業務停止命令を受けた。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項